

令和5年度後期実施分監査結果と措置状況等の一覧 (令和5年10月～令和6年3月分)

評価 ○：対応済み、△：対応中、×：未実施（△及び×は、対応不可を除き、翌年以降に追加継続してPDCAを回せるようにする。）

10月例月分 ① 区分：確認

| 監査実施日 | 監査結果 (指摘、意見等) | 措置状況等 (どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由) | 今後の対応、スケジュール等 (検討・調整、予算化、実施時期等) | 理由 |
|--|---|---|--|----|
| 監査対象 | | | | |
| 件名 | | | | |
| 所管課 | | | | |
| 令和5年10月26日 | 古里保育園宛見積書には、食品（白飯・牛丼の具、野菜カレー、ビスコ保存缶）購入についての記載がある。食品は軽減税率が適用されるので消費税率は8%となるが、見積書の消費税率は10%で計算され記載されている。食品販売の消費税率を10%で計算している理由、8%で修正計算されることとなった場合は、その見積額及び事業者への既支払額の確認、今後の対応について次回報告願いたい。 氷川保育園の購入物品については、仕様（内訳）一覧であり、見積書ではないことから購入先事業者の確認が出来ず不明確である。見積書の徴取及び保管 | 奥多摩町子どもに対する安心安全確保対策支援事業補助金交付については、基準額を250,000円としています。交付決定時の申請書類審査では、見積書の食品について10%で計算され記載されていますが、8%の軽減税率で計算をしても、基準額を超えていたため、今回は修正、再提出は求めています。保育園へは既に消費税率の誤りを伝え、正しい金額で請求される事を確認しています。 氷川保育園の購入物品については、仕様内訳の他、各購入業者先から根 | 今後提出される補助金実績報告も含め、根拠資料につきまして、金額、内容の確認を行った結果、修正、再提出が必要な場合は、申請者へ指導を行った上で書類を受付するよう徹底します。 今後、例月出納検査において、資料を提出する際は、見積書も提出いたします | ○ |
| 令和5年9月分 | | | | |
| 令和5年度奥多摩町子どもに対する安心安全確保対策支援事業補助金の内容と補助規定を明示 | | | | |
| 福祉保健課 | | | | |

| | | | | |
|--|---|---|--|--|
| | 方法、見積書に代わる仕様内訳で提出する際は根拠となる書類について町が確認を行っているのか次回報告願いたい。 | 拠となる見積書の提出をいただき、物品、金額の確認を行っています。今後、例月出納検査において、資料を提出する際は、見積書も提出いたします | | |
|--|---|---|--|--|

10月例月分 ② 区分：意見

| 監査実施日 | 監査結果 (指摘、意見等) | 措置状況等 (どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由) | 今後の対応、スケジュール等 (検討・調整、予算化、実施時期等) | 理 由 |
|------------------|---|---|------------------------------------|-----|
| 監査対象 | | | | |
| 件名 | | | | |
| 所管課 | | | | |
| 令和5年10月26日 | 伝票件名について、「山のふるさと村ケビン」の表記を追記する等、支出内容が分かりやすい件名表記の対応をお願いしたい。 | 伝票件名の記載について、名称の記載では確認に支障をきたすため、施設名称、使用用途が明確にわかるよう工夫します。 | この後の伝票より記載方法に注意します。 | ○ |
| 令和5年9月分 | | | | |
| 雲取山暖房用コンセント修繕の内容 | | | | |
| 観光産業課 | | | | |

10月例月分 ③ 区分：意見

| 監査実施日 | 監査結果 (指摘、意見等) | 措置状況等 (どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由) | 今後の対応、スケジュール等 (検討・調整、予算化、実施時期等) | 理 由 |
|------------|-------------------------------------|---|------------------------------------|-----|
| 監査対象 | | | | |
| 件名 | | | | |
| 所管課 | | | | |
| 令和5年10月26日 | 伝票件名について「車両残価精算」の表記を追加する等、支出内容が分かりや | リース契約していた軽自動車を契約終了に伴い買い取るための支出で、 | | |
| 令和5年9月分 | | | | |

| | | | | |
|-------------------------|-------------------|--|--|---|
| 軽自動車(スズキエブリ)車両代の購入明細を明示 | すい件名表記の対応をお願いしたい。 | その際の件名が分かりにくいものでありましたので今後は、分かりやすい件名で対応させていただきます。 | |  |
| 奥多摩病院 | | | | |

1 1月例月分 ① 区分：意見

| 監査実施日 | 監査結果 (指摘、意見等) | 措置状況等 (どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由) | 今後の対応、スケジュール等 (検討・調整、予算化、実施時期等) | 理由 |
|----------------------------|---|--|---|---|
| 監査対象 | | | | |
| 件名 | | | | |
| 所管課 | | | | |
| 令和5年11月22日 | <p>指定管理施設の令和5年度・6年度の2か年におよぶ工事で、工事期間中は施設が利用できないことから収入源となる利用料の収入が見込めない状況となること、また、施設設備が新しくなることにより指定管理施設使用料の再算定による使用料額の変更、工事期間中における使用料免除の要望が今後考えられる。</p> <p>令和5年4月の例月出納検査実施時、施設使用料減免の要望書が提出されたことに伴い、施設使用料として入金されたものを年度途中で基準を変更し返還した案件があり、経営改善計画書の提出・町からの事業者に対する企業努力への指導と助言をどのように行ったのか指摘事項とさせていただいたところである。このようなことから、町は指定管理施設事業者に対し、営業利</p> | <p>ご意見のありました「町は指定管理施設事業者に対し、営業利益・経営計画・企業努力について今後も継続して対応願いたい。」につきまして、現在、町観光施設関連では、15箇所の指定管理施設があることから、毎年度、年度当初や決算時に、提出書類の内容を精査し疑問点は確認する一方、特に、もえぎの湯をはじめ、はとのす荘や氷川・川井キャンプ場など7施設の指定管理者である奥多摩総合開発株式会社とは、随時、</p> | <p>今後は、指定管理者とのヒアリングの実施を検討するなどし、継続して対応をしていきたい。</p> | <p></p> <p>対応として「指定管理者とのヒアリングの実施を検討する」とあるが、企業努力を促す為には検討するまでもなく直ちに行動を実施</p> |
| 令和5年10月分 | | | | |
| もえぎの湯大浴場等改修工事(前払金)の契約内容を明示 | | | | |
| 観光産業課 | | | | |

| | | | | |
|--|-------------------------------|-------------------|--|---------|
| | 益・経営計画・企業努力について今後も継続して対応願いたい。 | 利用状況等の報告は受けております。 | | すべきである。 |
|--|-------------------------------|-------------------|--|---------|

1 1月例月分 ② 区分：確認（11月）・指摘（12月）

| 監査実施日 | 監査結果（指摘、意見等） | 措置状況等 （どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由） | 今後の対応、スケジュール等 （検討・調整、予算化、実施時期等） | 理由 |
|------------------------------------|---|---|---|---|
| 監査対象 | | | | |
| 件名 | | | | |
| 所管課 | | | | |
| 令和5年11月22日 | パートタイム会計年度任用職員の勤務状況管理について、システムで行う勤怠管理の内容、また、システムで管理することが出来ない理由、特別休暇取得時等の管理方法の徹底など、今後の再発防止策を定め、次回報告願いたい。 | システムで行う勤怠管理の内容、システムで管理が出来ない理由、夏季休暇は勤怠管理システム上に取得残日数が表示され、休暇を取得するごとに残日数が減少し、付与日数以上は取得出来なくなっています。会計年度任用職員については勤務時間や勤務日数により夏季休暇の付与日数が異なりますが、勤怠管理システムでは個人ごとに異なる日数を付与することができないため、システム上では会計年度任用職員として最大の3日を付与し、付与日数・残日数等の管理は各担当課で実施しています。 | 管理方法の徹底、再発防止策、夏季休暇の管理を担当する職員が長期の休業となったため、別の職員が資料等を基に管理したが、付与日数の管理については把握していなかったため、システム上の上限である3日を付与してしまった。担当者以外のものが事務を処理する必要がある場合、資料だけではなく関連部署に確認するなどし、処理誤りが生じないように徹底する。 |  <p>前任者から後任者への引継ぎも当然ながら必要であるが、不測の事態を想定し具体的なマニュアルを整備すべきである。</p> |
| 令和5年10月分 | | | | |
| 会計年度任用職員報酬(看護)7月分がマイナス表示されている理由を明示 | | | | |
| 奥多摩病院 | | | | |
| 1 2月例月分 区分：指摘 | | | | |

| | | | | |
|------------------------------------|--|--|--|---|
| 令和5年12月21日 | 休暇を管理する担当職員が長期休暇となった際、後任者との引継ぎが十分に行われておらず、内容を把握できていなかったことが処理誤りの原因となっている。再発防止策として関連部署に確認する前に、担当者間での引継ぎを十分に行うべきであり、改善されたい。 | 今後、担当職員が長期休暇となる際は、ご指摘いただきましたとおり、まず後任者と十分な引継ぎを行い、その後関連部署に確認するなどし、処理誤りが生じないようにします。 | |  前任者から後任者への引継ぎも当然ながら必要であるが、不測の事態を想定し具体的なマニュアルを整備すべきである。 |
| 令和5年10月分 | | | | |
| 会計年度任用職員報酬(看護)7月分がマイナス表示されている理由を明示 | | | | |
| 奥多摩病院 | | | | |

1 1月例月分 ③ 区分：確認

| 監査実施日 | 監査結果 (指摘、意見等) | 措置状況等 (どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由) | 今後の対応、スケジュール等 (検討・調整、予算化、実施時期等) | 理由 |
|------------------|---|---|------------------------------------|--|
| 監査対象 | | | | |
| 件名 | | | | |
| 所管課 | | | | |
| 令和5年11月22日 | 個人の認印購入については、個人が負担すべきものであり、町が負担するものではないと考えるが、町が負担する理由、また、個人認印の押印による処理方法によらない確認印(公印)などでの処理対応の可否について次回報告願いたい。 | ご自身で診察室用を1個ご用意して頂いたため、病院側で事務室用は購入しましたが、今後をご自身に用意して頂くようにいたします。 | |  |
| 令和5年10月分 | | | | |
| 認印購入(武田印店)の内容を明示 | | | | |
| 奥多摩病院 | | | | |

1 2月例月分 ① 区分：意見

| 監査実施日 | 監査結果 (指摘、意見等) | 措置状況等 (どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由) | 今後の対応、スケジュール等 (検討・調整、予算化、実施時期等) | 理由 |
|---------------------------|---|---|------------------------------------|----|
| 監査対象 | | | | |
| 件名 | | | | |
| 所管課 | | | | |
| 令和5年12月21日 | 完了写真から施工内容は石積を撤去した後、新たに石積を築いていることが確認できる。工事件名と施工内容に相違があるため、今後、適切な件名とされるよう対応願いたい。 | ご指摘を受け、今後は、工事件名と施工内容が一致するよう留意します。 | | ○ |
| 令和5年11月分 | | | | |
| 大沢国際釣場駐車場 石積撤去工事の内容を明示 | | | | |
| 観光産業課 | | | | |

1月例月分 ① 区分：指摘

| 監査実施日 | 監査結果 (指摘、意見等) | 措置状況等 (どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由) | 今後の対応、スケジュール等 (検討・調整、予算化、実施時期等) | 理由 |
|---|--|---|------------------------------------|---|
| 監査対象 | | | | |
| 件名 | | | | |
| 所管課 | | | | |
| 令和6年1月25日 | 公有建物であり遊休財産となっているレイクサイド奥多摩については、令和3年7月及び令和4年4月に実施された例月出納検査においても、管理費用・資産の有効活用・施設の在り方について「指摘」とさせていただいたところである。令和4年度に公表した措置状況では、「今後も活用方法等の検討を継 | 未実施 | | × 令和4年度上半期の措置状況として「活用方法等の検討を継続していく」とあるが、令和5年度下半期は未 |
| 令和5年12月分 | | | | |
| 旧レイクサイド奥多摩の電気料及び建物管理補助業務委託料を支出しているが、当該公有建物につい | | | | |
| | | | | |

| | | | | |
|--|---|--|--|---|
| <p>て活用法を打ち出せない理由を明示 (維持管理費用が年間約85万円ほどかかるため、活用法を早期に打ち出す必要がある)</p> | <p>続していく」と回答されている。その後、1年が経過しているが、検討についての会議開催や委員会設置などの取り組みはなされていない状況である。当該建物が湖面を望む素晴らしいロケーションに位置していること、10年以上にわたり継続的に管理費用を支出していることから、可能・不可能を含めた建物の有効活用及び利活用について委員会を設置し検討するなど遊休財産の解消に向けた今後の取り組みが必要である。</p> | | | <p>実施となっていた。監査側から「例えば有効活用についての検討委員会を設置する等して、定期的に議論の場を設けていってはどうか」と意見しているが、それが反映されていない状況である。引き続き検討しないまま従前と同じように経費をかけて管理だけしていくのか、検討は急務であると考えている。</p> |
| <p>企画財政課</p> | | | | |

1月例月分 ② 区分：意見

| 監査実施日 | 監査結果 (指摘、意見等) | 措置状況等 (どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由) | 今後の対応、スケジュール等 (検討・調整、予算化、実施時期等) | 理由 |
|---|--|---|---------------------------------|---|
| 監査対象 | | | | |
| 件名 | | | | |
| 所管課 | | | | |
| 令和6年1月25日 | <p>2年に1回開催される町功労者表彰式の会場設営については、自前で紅白幕やテーブルクロスなど必要物品を調達し会場設営されることにより、経費削減が図ることに繋がると考える。また、自前に対応</p> | <p>いただいたご意見につきましては、総務課において検討し、令和6年1月25日付の回答及び令和6年8月1日に実施されました決算審査時におけるご質問に対しましても申し上げましたとおり、令和5年の表彰式ではコロナ禍の影響を受けた中、縮小実施(全体60名程度)でありましたが、それでも業者委託に加え、前日</p> | |  |
| 令和5年12月分 | | | | |
| <p>功労者表彰式会場設営委託について委託しなければならなかった理由及び委託内</p> | | | | |

| | | | | |
|------|--|--|--|--|
| 容を明示 | できる範囲での開催方法、設営経費や職員の労力など費用対効果を勘案し、設営委託の要否について今後検討願いたい。 | から総務課職員総出で準備をした状況です。次回、令和7年度につきましては、通常開催（全体130名規模）に戻す予定であり、これまでの状況から今後も引き続き設営委託が必要であり、予算化を図ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。 | | |
| 総務課 | | | | |

1月例月分 ③ 区分：確認

| 監査実施日 | 監査結果（指摘、意見等） | 措置状況等 (どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由) | 今後の対応、スケジュール等 (検討・調整、予算化、実施時期等) | 理由 |
|--------------------------|--|---|--|---|
| 監査対象 | | | | |
| 件名 | | | | |
| 所管課 | | | | |
| 令和6年1月25日 | 地域ささえあいボランティア事業については、奥多摩町社会福祉協議会と委託契約を締結し実施されているが、年間の業務委託料120万円について算定根拠が不明なため次回報告願いたい。 | 地域ささえあいボランティア事業委託契約の委託料については、平成26年度の事業開始以降、定額で月額10万円×12か月として算定し、契約しております。社会福祉協議会においては、地域ささえあいボランティア事業に必要な人件費の一部や保険料、事務費等に充当している状況であります。 | 平成26年度の事業開始から10年が経過し、最低賃金の上昇や物価の高騰等もある中、奥多摩町社会福祉協議会には、これまで事業開始時と同額で受託していただけてきたところですが、今後、委託金額の変更について必要が生じた際には、奥多摩町社会福祉協議会と協議を行っていきたいと考えております。 | ○ この事業は高齢者や障がい者等の外出や医療機関の送迎、買い物などを援助する有償ボランティア事業であり、過疎化・高齢化進んだ当町においては重要な事業の一つといえる。今年度から利用者負担であった「保険料」の負担も委託料で賄うようになった。今後、さらにこの事業の充実を図っていただきたい。 |
| 令和5年12月分 | | | | |
| 地域ささえあいボランティア事業委託費の内容を明示 | | | | |
| 福祉保健課 | | | | |

2月例月分 ① 区分：意見

| 監査実施日 | 監査結果（指摘、意見等） | 措置状況等 （どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由） | 今後の対応、スケジュール等 （検討・調整、予算化、実施時期等） | 理由 |
|-----------------------------------|--|---|--|----|
| 監査対象 | | | | |
| 件名 | | | | |
| 所管課 | | | | |
| 令和6年2月22日 | 実績減となった理由及び見込数・実績数・見込額・返還額などの数値を具体的に回答内容で明示願いたい。 | 実績減となった理由は想定より需要が少なかったためです。 交付見込：新規15件、撤去18件、保守83件、784,000円 実績報告：新規1件、撤去5件、保守60件、355,000円 返還額：784,000－355,000＝429,000円 | 高齢者緊急通報システム事業は平成5年度から実施している。システムの新規設置の件数は少なくなっている状況であり、保守及び更新対応が主な内容である。本補助金はシステムの設置、撤去及び保守を実施した件数に対して補助金額が決まるものであるが、令和4年度においては、新規設置数を多めに見込んでいたため、返還金が発生した。 本補助金は追加交付が受けられないため、交付申請額を多めに見込む必要があるが、過剰な返還金が発生しないよう、現状を踏まえた適切な見込み数の計上に努める。 なお、令和5年度においても同様に事業を実施しているが、本補助金の返還金は発生していない。 | ○ |
| 令和6年1月分 | | | | |
| 令和4年度高齢社会対策包括補助事業都補助金過年度返還金の内容を明示 | | | | |
| 福祉保健課 | | | | |

2月例月分 ② 区分：意見

| 監査実施日 | 監査結果（指摘、意見等） | 措置状況等 （どのような改善をどの部署がいつから行うのか、対応不可の場合はその理由） | 今後の対応、スケジュール等 （検討・調整、予算化、実施時期等） | 理由 |
|-----------|------------------------------|--|---|----|
| 監査対象 | | | | |
| 件名 | | | | |
| 所管課 | | | | |
| 令和6年2月22日 | 実績減及び人数が変更となった理由、見込数・実績数・見込額 | 実績減となった理由は4名で見込んだ事務が3名で執行可能となったためです。 交付見込：職員4名、3,181,000円 | 令和4年度に筋力向上トレーニング施設のにつ古里を開設した。当初は会計年度任用職員4人体制で週4日実 | ○ |
| 令和6年1月分 | | | | |
| 令和4年度人生10 | | | | |

| | | | | |
|--------------------------------------|--|--|---|--|
| 0年時代セカンドライフ応援事業補助金返還金の内容を明示 福祉保健課 | 込額・返還額などの 数値を具体的に回 答内容で明示願 いたい。 | 実績報告：職員3名、2,034,000円 返還額：3,181,000－2,034,000＝1,147,000円 | 施する予定であったが、会計年度任用職員が集まらず、3名での実施となり、返還金が発生したものである。 令和5年度においては、会計年度任用職員5人体制で週5日実施している。 | |
|--------------------------------------|--|--|---|--|

3月例月分 ① 区分：意見

| 監査実施日 | 監査結果 (指摘、意見等) | 措置状況等 (どのような改善をどの部署 がいつから行うのか、対応不 可の場合はその理由) | 今後の対応、スケジュール等 (検討・調整、予算化、実施 時期等) | 理 由 |
|-------------------------------|--|--|--|---|
| 監査対象 | | | | |
| 件名 | | | | |
| 所管課 | | | | |
| 令和6年3月21日 | 支出科目誤りによる振替処理を行っているが、事務処理はもとより、入出金伝票処理について細心の注意を払い、ミスの無いよう慎重に執行すべきである。 | 会計年度任用職員の期末手当は、職員手当から支出するよう予算措置をしていますが毎月の給料を支出している報酬より支出してしまったことが予算残額を確認している中でわかりました。 そのため本来支出する職員手当へ振替をしました。 | 今後は、支出科目の間違いが無いように課内でのチェックを更に慎重に行いたいと思います。 |  <p>人が処理するものであれば、時としてミスは起こるものである。以前からも課内でチェックは実施されていたと思うがチェック体制の見直し及び構築を図るべきである。</p> |
| 令和6年2月分 | | | | |
| 会計年度任用職員期末手当6月分科目訂正の理由と内容について | | | | |
| 奥多摩病院 | | | | |